

交付金終了後（令和 8 年度～）の消費者教育・啓発活動

■背景

現在、各種講座や啓発活動にかかる費用は、国の「地方消費者行政強化交付金」を活用しており、一部を除き、活用期間が令和 7 年度で終了となります。

令和 8 年度以降は、市の財源により消費者教育及び啓発を行うことになるため、実施方法等について見直し・検討を行っています。

1 消費者教育

(1) 教材

現行	変更
・小中学生向け副教材は、市内の対象学年全生徒分を印刷し配布 ・高校生向け副教材は、希望する市内高校に印刷し配布	<u>◎小中学生校向け副教材を、タブレットで活用可能な教材として電子化</u> ・印刷・配送にかかる費用削減 ・年度当初から活用可能

（主な教材）



小学生向け副教材



中学生向け副教材



高校生向け副教材

(2) 講座

現行	変更
業務委託により、出張・対面形式で実施（一部オンライン）	<u>◎オンデマンドやウェビナー形式での講座を取り入れ、積極的に周知する</u> ・講師の人件費・交通費の削減 ・実施回数の制限緩和により受講の機会の増

（主な講座）

- ・小中学生向け講師派遣講座
- ・教職員向け消費者教育講座
- ・親子向け出張講座（子どもの製品事故防止）
- ・高齢者、障がい者向け出張講座 など



2 消費者啓発

(1) 啓発動画・パンフレット等の作成

現行	変更
業務委託により作成	<u>◎専門学校（漫画・アニメ・声優・Web 動画クリエイター系）と連携して作成</u> ・学校のカリキュラムとして対応可能（委託料の大幅な削減） ・制作に協力してくれる学生への啓発効果 ・学生の協力による SNS での波及効果

(主な動画・パンフレット)

- ・若年者向け啓発冊子（賃貸物件の原状回復・マルチ商法）
- ・消費者トラブルいやや（動画：情報商材・除排雪契約ほか）
- ・いやや音頭（動画：訪問購入・ロードサービス） など



(2) 広告

現行	変更
業務委託 ・YouTube や TVer などの WEB 広告 ・テレビ CM や読みパブリック	<u>◎無料で活用可能な街頭ビジョンで放映</u> <u>◎SNS での情報発信の活性化</u> ・チカホや市電停留所ビジョン等を活用中 ・Instagram を新規で開設予定

